

米子市議会基本条例
検証結果報告書

令和4年3月

米子市議会
議会運営委員会

1 はじめに

米子市議会基本条例（以下「条例」という。）は、議員定数・議会改革等調査特別委員会において、平成23年3月から27回の審議と市民説明会やパブリックコメントを経て、平成26年3月26日の本会議において、可決・成立し、平成26年7月1日から施行された。

本条例は、議会は、市民を代表する機関であることを常に自覚し、市民及び市長等の関係、議会及び議員の活動原則等の議会に関する基本的事項を定めることにより、市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の向上と公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とするもので、前文と8章16条の本文及び附則で構成されている。

本条例の第16条には、条例の検証と結果の公表、検証の結果を受け、必要に応じて、条例を改正するなど適切な措置を講じることを規定していることから、令和2年8月17日に議会運営委員長から条例の検証の実施について提案があり、議長・副議長の意見を伺った上で決定することとした。

これを受け、議会運営委員会では、令和3年3月より本格的に検証を始めることとし、本条例の検証に当たっては、全議員から各条文に対する課題や評価意見を提出してもらい、それを基に委員会で議論を行った。意見が分かれたところについては、さらに会派等に持ち帰るなどして協議を重ね、委員の総意により委員会としての結果をまとめたものである。

○米子市議会基本条例【抜粋】

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、二元代表制の下、合議制の機関である議会の役割を踏まえ、市民及び市長等との関係、米子市議会（以下「議会」という。）及び米子市議会議員（以下「議員」という。）の活動原則等の議会に関する基本的事項を定めることにより、市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の向上と公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

第8章 検証

第16条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうか検証し、その結果について、市民に積極的に公表するものとする。

2 議会は、前項の規定による検証の結果、必要があると認めるときは、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

2 検証体制について

議会運営委員会（8人）

役 職	氏 名	会 派 名
委員長	稲 田 清	蒼生会
副委員長	今 城 雅 子	公明党議員団
委 員	安 達 卓 是	信風
委 員	岡 田 啓 介	政英会
委 員	奥 岩 浩 基	蒼生会
委 員	門 脇 一 男	蒼生会
委 員	土 光 均	よなご・未来
委 員	又 野 史 朗	日本共産党米子市議団

（岩崎康朗議長及び前原茂副議長は、オブザーバーとして会議に出席）

3 検証方法について

米子市議会基本条例の検証については、議会運営委員会において行うこととし、また、評価手法の検討を行った結果、評価はA、B、Cの3段階で行い、検証の評価が困難な場合は検証対象外とすることとした。その後、条文ごとの検証を行うとともに、成果・課題の抽出を行った。

【評価の段階】

A：達成	…	当該条項はおおむね（8割程度）目的を達成
B：一部達成	…	当該条項は一部（5割程度）目的を達成
C：未達成	…	当該条項は、目的を達成できなかった（3割以下）
—：検証対象外	…	当該条項は、検証の対象外とする。

4 議会運営委員会における条例の検証の経過

年月日	協議内容
令和2年 8月17日	議会運営委員長から残任期中に米子市議会基本条例の検証をしたい旨提案あり。
令和3年 3月24日	<p>検証の着手時期は、議長・副議長の意見を伺った上で決定したい。</p> <p>検証の期限は令和3年12月までとし、検証の機関及び検証の方法については、前回と同様とする。(検証の機関：議会運営委員会、検証の方法：条文ごとに検証し、成果・課題の抽出を行い、評価は3段階で行う。検証結果は報告書にまとめる。)</p> <p>検証に当たり、全議員（議会運営委員及び会派に属さない議員）へ意見の提出を依頼。</p>
令和3年 5月10日	意見を集約した検証整理表を委員へ提示し、補足説明を行ってもらう。
令和3年 6月10日	一院クラブの聞き取り内容を追加で記載したものを委員へ提示する。
令和3年 7月 9日	検証に当たり、米子市議会基本条例検証評価表の作成を依頼する。
令和3年 8月18日	<p>各会派の検証結果について協議し、条文ごとに評価。</p> <p>今後の検証スケジュール案を提示。</p>
令和3年 8月26日	各会派の検証結果について協議し、条文ごとに評価。
令和3年10月 1日	各会派の検証結果について協議し、条文ごとに評価。
令和3年10月13日	各会派の検証結果について協議し、条文ごとに評価。
令和3年11月12日	評価内容等について協議。
令和3年12月21日	評価内容等について協議。
令和4年 1月13日	報告書案の提示、協議、最終確認。

5 検証結果について

条文	評価	評価内容
前文	—	(検証対象外)

第1章 総則

条文	評価	評価内容
第1条 (目的)	—	(検証対象外)
第2条 (議会の活動原則) 第1号	A	テレビ中継、インターネット配信、ホームページ、議会だより、議会報告会などにより、議会の有する情報を積極的に発信し、公平性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会を目指しているが、委員会のインターネット配信など一部実現していないものがある。また、コロナ禍により、議会の傍聴の機会を制限せざるを得ない状況があった。
第2号		コロナ禍以前においては、議会報告会の実施により、市民の多様な意見の把握に努めていた。
第3号		市長から提出された議案の審議については、一定の成果は出していると考えるが、さらに議員間の討議ができる部分・場面があったのではないかと。
第4号		一般質問においては、一問一答方式を採用し、論点及び争点を明確にするよう努めており、また、本会議や委員会での資料は傍聴者にも配付し、議論の内容が分かるように配慮している。

条文	評価	評価内容
第3条（議員の活動原則） 第1号 第2号 第3号	B	<p>議員間の自由な討議が尽くされるための議会運営はさらなる工夫の余地があると考えます。また、議会では議員の発言の自由が保障されるよう努めていく必要がある。</p> <p>コロナ禍により、自己の資質を高める不断の研さんに努めることは、十分であるとは言えない状況があった。</p>
第4条（会派） 第1項	A	<p>現在、議員2人以上をもって構成する会派が6つ活動しており、政策の立案、決定、提言等に関し、必要に応じ会派間で調整を行い、合意形成に努めている。</p>
第2項	A	

第2章 市民と議会との関係

条文	評価	評価内容
第5条（基本原則） 第1項	A	テレビ中継、インターネット配信、ホームページ、議会だより、議会報告会などにより、議会の有する情報を積極的に発信し、市民との情報の共有を推進するとともに、市民に対する説明責任を果たしているが、議論が中断している状態の委員会のインターネット配信など一部実現していないものがあり、さらなる情報発信に努めるべきである。
第2項	A	本会議、委員会、全員協議会などの会議は、原則公開としている。また、会議録は、法令等に基づかない会議である全員協議会を除き、ホームページで公開しているが、全員協議会は申出により閲覧が可能となっている。
第3項	A	委員会の陳情等の審査や所管事務調査においては、陳情等の提出者による説明や他の行政機関等からの説明を求め、積極的に参考人制度を活用しているが、公聴会制度も含め、さらなる活用が必要である。
第4項	A	陳情については、米子市民以外の者からの提出であっても市民からの政策についての提案として受け止め、審議等に当たっては、当該提案者から説明を聴く機会の確保に努めているが、陳情者の要件を米子市民に限定する必要があるのではないかという意見があった。
第5条の2（議会報告会） 第1項	B	近年は、コロナ禍により議会報告会を実施できる状況にはなかったが、その代替策として議会報告をインターネットで配信するという新たな試みを行った。
第2項	A	単なる報告会ではなく、市民との意見交換会といった要素も取り入れる必要があるのではないかという意見があった。 議会報告会開催要綱の検証、改正は、必要に応じて検討すべき課題として浮上した。

第3章 議会と市長等との関係

条文	評価	評価内容
第6条（緊張関係の保持） 第1号	A	代表質問の一部と議案質疑を除き、質疑応答は、一問一答方式を採用し、市政上の論点及び争点を明確にして行っている。
第2号	—	(検証対象外)
第7条（重要政策の審議） 第1項	A	市長が提案した施策のうち、特にその必要があると議会が認める重要案件については、全員協議会などを開催して説明を受け、その内容を明らかにするよう求めている。
第2項	A	
第8条（政策立案機能の強化）	A	市の政策の水準の向上を図るため、議会の政策立案機能を活用し、条例の提案、決議、コロナ対策に係る緊急申入れ、会派要望等を行い、議会としての役割を十分に果たしている。

第4章 委員会の活動

条文	評価	評価内容
第9条（委員会の活動） 第1項	A	委員会の活動は、その専門性と特性を生かし、適正に行われている。
第2項	A	委員会の陳情等の審査や所管事務調査においては、陳情等の提出者による説明や他の行政機関等からの説明を求め、積極的に参考人制度を活用しているが、所管事務調査においては、立場の異なる専門家や市民の意見も聞くように努める必要がある。
第3項	A	委員会の傍聴者には、委員と同様の資料を配付し、議論の内容が理解できるよう努めている。

第5章 調査研究活動

条文	評価	評価内容
第10条（政務活動費） 第1項	A	政務活動費については、条例、規則及び申合せに基づき適正に執行されている。
第2項	A	政務活動費に関する書類については、収支報告書、領収書等証拠書類などをホームページで公開している。
第3項	A	政務活動費に関する条例などの改正に当たっては、議員間で十分に検討し、令和3年6月定例会で条例改正を行った。
第11条（研修） 第1項	A	本条例に関する研修は行われたが、時期を逸しており、改選後速やかに実施する必要がある。
第2項	A	議員の政策の形成及び立案に関する能力の向上を図るため、議長会が主催する研修のほか、様々な研修会を各議員に紹介することにより、研修会への参加を促しているが、コロナ禍によりオンライン形式の研修会が中心になりつつある。また、もっと幅広く、例として地方自治法などの研修をする必要がある。
第3項	A	
第12条（議会図書室）	A	議会図書室については、毎年予算を計上し、ある程度図書を購入しているが、議員の身近なものとして活用されていない。今後、単に図書購入だけではなく、各種のデータベースを共同で設置して閲覧できるなど議員がさらに活用できる図書室とする必要がある。

第6章 政治倫理及び定数

条文	評価	評価内容
第13条（政治倫理） 第1項	A	市民の代表として品位を損なう行為を慎み、また、その地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしない等、議員としての責務を正しく認識し、議会の一員として、その使命の達成に努めるとともに、議員政治倫理条例を遵守している。
第2項	A	
第14条（定数） 第1項	—	（検証対象外）
第2項	—	（検証対象外）
第3項	—	（検証対象外）

第7章 議会事務局

条文	評価	評価内容
第15条（議会事務局） 第1項	B	事務局の体制の整備（法制担当者の設置も含む）について、具体的にどのような形で行うのか、議論を深めていく必要がある。また、大学等の研究機関並びに専門的な知識及び経験を有する者の積極的な活用ができていない。
第2項	B	

第8章 検証

条文	評価	評価内容
第16条（検証） 第1項	—	（検証対象外）
第2項	—	（検証対象外）

評価の内容

評価結果	項目数
A（達成）… 8割程度目的を達成	24
B（一部達成）… 5割程度目的を達成	4
C（未達成）… 目的を達成できなかった（3割以下）	0
—（検証対象外）… 検証の対象外とする。	8
合 計	36

6 付言事項について

今回の検証において、今後、その対応が必要と思われる事項について、以下のとおり付言する。

(1) 資料のデジタル化（タブレット端末の導入、ペーパーレス化）について

第11条第2項、同条第3項、第12条、および、第15条第2項において、議員の知識や能力を高めるための自己の研鑽に努める旨が記されている。これまで資料はすべて印刷物（紙）となっていたが、あまりに膨大な量であり、印刷する職員のコストも意識する必要がある。また、災害や感染症の流行などといった影響により、登庁できない状況も想定される。さらに、政府においてデジタル庁が発足し、併せて自治体によるDX化が推進されており、米子市もDX化への方針を明確に打ち出し、令和3年10月より、スマート窓口が開設されたところである。時間・場所を問わず情報を共有することができ、また、災害時においては議会事務局を経由しての米子市当局側からの情報提供が円滑に行われることが期待できる。さらに、印刷にかかる時間・労力といったコストが大幅に削減できることもあり、資料のデジタル化（タブレット端末の導入、ペーパーレス化）を検討すべきである。

(2) 研修について

条例第11条第1項において、「議会はこの条例の理念を議員間で共有するため、議員の任期が開始した後、速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。」とあるが、全議員を対象とした研修会開催まで1年8か月経過していた。次期改選後には、本条例の研修会を速やかに行うこととする。さらに第2項については、「議員の政策の形成及び立案に関する能力の向上を図るため、議員研修の強化及び充実に努めるものとする。」とあるが、能力向上を図るためのみならず、時代に即した研修内容と実施回数についての研修の在り方を検討すべきである。

(3) 条文について

平成30年3月の米子市議会基本条例検証結果報告書において、条文見直しの必要性が付言されていたが、条例改正の検討がなされていなかった。結果、今回の条例検証においても条文についての解釈が様々に生じ、地方自治法との整合性が取れていない点や矛盾している点などがあった。次期改選後には、これらの点の精査を行い地方自治法や実情に合わせた形での条文を見直す必要があると思われる。

7 評価の過程において今後に向けて提案があった事項

委員から付言事項として提案があったものの全会一致に至らなかったため、今後に向けて協議をすべきではないかという視点から提案があった事項として掲載した。

(1) 陳情の審査について

米子市民以外から提出された陳情の比率が高く、直接、米子市政の課題と連動していない陳情は、受理後の扱いについて協議すべきである。

(2) 議員間討議について

本会議・委員会において議員間討議は、お互いの意見表明、質疑を交えた意見のやりとり等が必要である。

(3) 議会の市民への情報発信・公開について

議会でどのような議論がなされているかを知ることができるようネット配信（録画配信等）し、審議の資料もホームページで公開すべきである。

(4) 議会基本条例とその検証結果について

議会基本条例の存在と内容・検証結果を市民に周知する努力をし、意見を寄せてもらえるような工夫をすべきである。

8 むすびに

このたび、本条例について条文ごとに検証を行い、改めて課題が明確になった事項も多くあることから、条例を検証した意義があったと言える。

今回の検証結果においては、検証対象外を除き約8割強の条項がおおむね目的を達成しているとの評価であり、本市議会が条例の趣旨に則して活動ができていると評価できる。

一方、多くの課題もあり、また達成しているものについても改善し、条例の目的の達成を目指すために、さらに努力していかなければならない。

本条例は、米子市議会の最高規範であり、本市議会議員が常に意識し、議員活動及び議会活動に取り組むべきものではあるが、社会情勢や市民ニーズの変化を注視し柔軟に対応していくため、定期的な条例の検証を行いながら、必要に応じて条例の改正も検討していく必要があると考える。